

<p style="text-align: center;">現行（平成29年3月）</p>	<p style="text-align: center;">改訂案</p>	<p style="text-align: center;">改定理由</p>
<p style="text-align: center;">土木工事施工管理基準</p> <p>この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、土木工事共通仕様書(案)〔H27.4〕、第1編1-1-23施工管理〕に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p> <p>1. 目的</p> <p>この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。</p> <p>2. 適用</p> <p>この管理基準は、国土交通省地方整備局が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。</p> <p>3. 構成</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 40px;"> <div style="margin-right: 20px;"> <p>施工管理 (工事写真を含む)</p> </div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-right: 5px;"></div> <div style="margin-left: 5px;"> <p>工程管理 出来形管理 品質管理</p> </div> </div> <p>4. 管理の実施</p> <p>(1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。</p> <p>(2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">土木工事施工管理基準</p> <p>この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、土木工事共通仕様書(案)〔H27.4〕、第1編1-1-23施工管理〕に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p> <p>1. 目的</p> <p>この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。</p> <p>2. 適用</p> <p>この管理基準は、国土交通省地方整備局が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。</p> <p>3. 構成</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 40px;"> <div style="margin-right: 20px;"> <p>施工管理 (工事写真を含む)</p> </div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-right: 5px;"></div> <div style="margin-left: 5px;"> <p>工程管理 出来形管理 品質管理</p> </div> </div> <p>4. 管理の実施</p> <p>(1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。</p> <p>(2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p>	

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

(3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、すべて規格値を満足しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

(3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7. その他

(1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

(2) 情報化施工

10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」(平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号)及び「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」の規定によるものとする。

(3) 3次元データによる出来形管理

土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」の規定によるものとする。

また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「TSを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」の規定によるものとする。

なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

7. その他

(1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

(2) 情報化施工

10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」(平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号)による。ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」は「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に読み替えるものとし、「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領(河川土工編)」及び「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領(道路土工編)」は「TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)」に読み替えるものとする。

(3) 3次元データによる出来形管理

土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定によるものとする。

また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定によるものとする。

河川浚渫工においては、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、基礎基準のほか、「音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案)」または「施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案)」の規定によるものとする。

なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

準拠する要領の制定等に対応

準拠する要領の制定等に対応

現行（平成29年3月）

改訂案

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 共通の工種	3-2-3-29	3	側溝工	暗渠工		1-17
	3-2-3-30		集水柵工			1-18
	3-2-3-31		現場塗装工			1-18
第4節 基礎工	3-2-4-1		一般事項	切込砂利		1-19
				砕石基礎工		1-19
				割ぐり石基礎工		1-19
				均しコンクリート		1-19
				現場打		1-19
	3-2-4-3	1	基礎工（護岸）	プレキャスト		1-20
				現場打		1-20
	3-2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		1-20
				鋼管杭		1-20
				H鋼杭		1-20
	3-2-4-4	2	既製杭工	鋼管V桁杭		1-20
				鋼管V桁杭		1-20
3-2-4-5			場所打杭工		1-20	
3-2-4-6			深礎工		1-21	
3-2-4-7			オープンケーソン基礎工		1-21	
3-2-4-8			ニューマチックケーソン基礎工		1-21	
3-2-4-9			鋼管矢板基礎工		1-22	
第5節 石・ブロック積（張）工	3-2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		1-22
				コンクリートブロック張り		1-22
				連節ブロック張り		1-22
	3-2-5-4	3	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		1-23
				緑化ブロック工		1-23
3-2-5-5			石積（張）工		1-23	
第6節 一般舗装工	3-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		1-24
				下層路盤工（面管理の場合）		1-25
				上層路盤工（粒度調整路盤工）		1-26
				上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		1-27
				上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		1-28
				上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		1-29
				加熱アスファルト安定処理工		1-30
				加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		1-31
				基層工		1-32
				基層工（面管理の場合）		1-33
				表層工		1-34
				表層工（面管理の場合）		1-35

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 共通の工種	3-2-3-29	3	側溝工	暗渠工		1-17
	3-2-3-30		集水柵工			1-18
	3-2-3-31		現場塗装工			1-18
第4節 基礎工	3-2-4-1		一般事項	切込砂利		1-19
				砕石基礎工		1-19
				割ぐり石基礎工		1-19
				均しコンクリート		1-19
				現場打		1-19
	3-2-4-3	1	基礎工（護岸）	プレキャスト		1-20
				現場打		1-20
	3-2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		1-20
				鋼管杭		1-20
				H鋼杭		1-20
	3-2-4-4	2	既製杭工	鋼管V桁杭		1-20
				鋼管V桁杭		1-20
3-2-4-5			場所打杭工		1-20	
3-2-4-6			深礎工		1-21	
3-2-4-7			オープンケーソン基礎工		1-21	
3-2-4-8			ニューマチックケーソン基礎工		1-21	
3-2-4-9			鋼管矢板基礎工		1-22	
第5節 石・ブロック積（張）工	3-2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		1-22
				コンクリートブロック張り		1-22
				連節ブロック張り		1-22
	3-2-5-4	3	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		1-23
				緑化ブロック工		1-23
3-2-5-5			石積（張）工		1-23	
第6節 一般舗装工	3-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		1-24
				下層路盤工（面管理の場合）		1-25
				上層路盤工（粒度調整路盤工）		1-26
				上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		1-27
				上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		1-28
				上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		1-29
				加熱アスファルト安定処理工		1-30
				加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		1-31
				基層工		1-32
				基層工（面管理の場合）		1-33
				表層工		1-34
				表層工（面管理の場合）		1-35

現行（平成29年3月）

改訂案

【第3編 土木工事共通編】

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第6節 一般舗装工	3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		1-35	
		1	半たわみ性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		1-36	
		2	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		1-36	
		2	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		1-37	
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		1-37	
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		1-38	
		4	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-38	
		4	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		1-39	
		5	半たわみ性舗装工	基層工		1-39	
		5	半たわみ性舗装工	基層工（面管理の場合）		1-40	
		6	半たわみ性舗装工	表層工		1-40	
		6	半たわみ性舗装工	表層工（面管理の場合）		1-41	
		3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		1-41
			1	排水性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		1-42
			2	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		1-42
			2	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		1-43
			3	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		1-43
			3	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		1-44
	4		排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-44	
	4		排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		1-45	
	5		排水性舗装工	基層工		1-45	
	5		排水性舗装工	基層工（面管理の場合）		1-46	
	6		排水性舗装工	表層工		1-46	
	6		排水性舗装工	表層工（面管理の場合）		1-47	
	3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		1-48	
		1	透水性舗装工	路盤工（面管理の場合）		1-48	
		2	透水性舗装工	表層工		1-49	
		2	透水性舗装工	表層工（面管理の場合）		1-49	

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第6節 一般舗装工	3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		1-36	
		2	半たわみ性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		1-36	
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		1-36	
		4	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		1-37	
		5	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		1-37	
		6	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		1-38	
		7	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-38	
		8	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		1-39	
		9	半たわみ性舗装工	基層工		1-39	
		10	半たわみ性舗装工	基層工（面管理の場合）		1-40	
		11	半たわみ性舗装工	表層工		1-40	
		12	半たわみ性舗装工	表層工（面管理の場合）		1-41	
		3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		1-41
			2	排水性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		1-42
			3	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		1-42
			4	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		1-43
			5	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		1-43
			6	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		1-44
	7		排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-44	
	8		排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		1-45	
	9		排水性舗装工	基層工		1-45	
	10		排水性舗装工	基層工（面管理の場合）		1-46	
	11		排水性舗装工	表層工		1-46	
	12		排水性舗装工	表層工（面管理の場合）		1-47	
	3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		1-48	
		2	透水性舗装工	路盤工（面管理の場合）		1-48	
		3	透水性舗装工	表層工		1-49	
		4	透水性舗装工	表層工（面管理の場合）		1-49	

現行（平成29年3月）

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-11	1	グーラスアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-50
		1	グーラスアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I-50
		2	グーラスアスファルト舗装工	基層工		I-51
		2	グーラスアスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		I-51
		3	グーラスアスファルト舗装工	表層工		I-52
		3	グーラスアスファルト舗装工	表層工（面管理場合）		I-52
	3-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		I-53
		2	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		I-53
		3	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工		I-54
		4	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		I-54
		5	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		I-55
		6	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）		I-55
		7	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		I-55
		8	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		I-56
		9	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		I-56
		10	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		I-56

i-5

改訂案

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-11	1	グーラスアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-50
		2	グーラスアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I-50
		3	グーラスアスファルト舗装工	基層工		I-51
		4	グーラスアスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		I-51
		5	グーラスアスファルト舗装工	表層工		I-52
		6	グーラスアスファルト舗装工	表層工（面管理場合）		I-52
	3-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		I-53
		2	コンクリート舗装工	下層路盤工（面管理場合）		I-53
		3	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		I-53
		4	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工（面管理場合）		I-53
		5	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工		I-54
		6	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工（面管理場合）		I-54
		7	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		I-54
		8	コンクリート舗装工	アスファルト中間層（面管理場合）		I-54
		9	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		I-55
		10	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工（面管理場合）		I-55
		11	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）		I-55
		12	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）（面管理場合）		I-55
		13	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		I-55
		14	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）（面管理場合）		I-55
15	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		I-56		
16	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）（面管理場合）		I-56		
17	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		I-56		
18	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）（面管理場合）		I-56		
19	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		I-56		
20	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（面管理場合）		I-56		

i-5

現行（平成29年3月）

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-3		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		I-83
				多数アンカー式補強土工法		I-83
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		I-83
	3-2-15-4		井桁ブロック工			I-83
第16節 浚渫工（共通）	3-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		I-84
		2	浚渫船運転工	グラブ浚渫船		I-84
第18設 床版工	3-2-18-2		床版工			I-85

i-8

改訂案

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-3		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		I-83
				多数アンカー式補強土工法		I-83
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		I-83
	3-2-15-4		井桁ブロック工			I-83
第16節 浚渫工（共通）	3-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		I-84
		2	浚渫船運転工	グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船		I-84
		3	浚渫船運転工	バックホウ浚渫船（面管理の場合）		I-85
第18設 床版工	3-2-18-2		床版工			I-85

i-8

現行（平成29年3月）

改訂案

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第11節 付帯道路工	6-1-11-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	1-57	
	6-1-11-8		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	1-59	
	6-1-11-9		側溝工		3-2-3-29側溝工	1-17	
	6-1-11-10		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	1-18	
	6-1-11-11		縁石工		3-2-3-5縁石工	1-7	
	6-1-11-12		区画線工		3-2-3-9区画線工	1-9	
第12節 付帯道路施設工	6-1-12-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	1-9	
	6-1-12-4		標識工		3-2-3-6小型標識工	1-7	
第13節 光ケーブル配管工	6-1-13-3		配管工			1-86	
	6-1-13-4		ハンドホール工			1-87	
第2章 浚渫（川）							
第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	6-2-3-2		浚渫船運転工（民船・官船）		3-2-16-3浚渫船運転工	1-84	
第3節 浚渫工（グラブ浚渫船）	6-2-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	1-84	
第4節 浚渫工（バックホウ浚渫船）	6-2-5-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	1-84	
第3章 樋門・樋管							
第3節 軽量盛土工	6-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-5	
第4節 地盤改良工	6-3-4-2		固結工		3-2-7-9固結工	1-64	
第5節 樋門・樋管本体工	6-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	1-20	
	6-3-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	1-20	
	6-3-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	1-7	
	6-3-5-6	1 2	樋渠工	本体工			1-87
				ヒューム管			1-87
				PC管			1-87
				コルゲートパイプ			1-87
			ダクタイル鋳鉄管			1-87	
		PC樋渠		3-2-3-28プレキャストカルパート工	1-16		
6-3-5-7		翼壁工			1-88		
6-3-5-8		水叩工			1-88		
第6節 護床工	6-3-6-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	1-13	
	6-3-6-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	1-14	
	6-3-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	1-14	
	6-3-6-7		かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	1-16
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	1-16		
第7節 水路工	6-3-7-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	1-17	
	6-3-7-4		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	1-18	
	6-3-7-5		暗渠工		3-2-3-29暗渠工	1-17	
	6-3-7-6		樋門接続暗渠工		3-2-3-28プレキャストカルパート工	1-16	
第8節 付属物設置工	6-3-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	1-8	
	6-3-8-7		階段工		3-2-3-22階段工	1-14	
第4章 水門							
第3節 工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	1-70	

i-10

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第11節 付帯道路工	6-1-11-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	1-57	
	6-1-11-8		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	1-59	
	6-1-11-9		側溝工		3-2-3-29側溝工	1-17	
	6-1-11-10		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	1-18	
	6-1-11-11		縁石工		3-2-3-5縁石工	1-7	
	6-1-11-12		区画線工		3-2-3-9区画線工	1-9	
第12節 付帯道路施設工	6-1-12-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	1-9	
	6-1-12-4		標識工		3-2-3-6小型標識工	1-7	
第13節 光ケーブル配管工	6-1-13-3		配管工			1-86	
	6-1-13-4		ハンドホール工			1-87	
第2章 浚渫（川）							
第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	6-2-3-2		浚渫船運転工（民船・官船）		3-2-16-3浚渫船運転工	1-84	
第3節 浚渫工（グラブ浚渫船）	6-2-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	1-84	
第4節 浚渫工（バックホウ浚渫船）	6-2-5-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	1-84	
		1 2	浚渫船運転工 （面管理の場合）		3-2-16-3浚渫船運転工	1-85	
第3章 樋門・樋管							
第3節 軽量盛土工	6-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-5	
第4節 地盤改良工	6-3-4-2		固結工		3-2-7-9固結工	1-64	
第5節 樋門・樋管本体工	6-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	1-20	
	6-3-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	1-20	
	6-3-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	1-7	
	6-3-5-6	1 2	樋渠工	本体工			1-87
				ヒューム管			1-87
				PC管			1-87
				コルゲートパイプ			1-87
			ダクタイル鋳鉄管			1-87	
		PC樋渠		3-2-3-28プレキャストカルパート工	1-16		
6-3-5-7		翼壁工			1-88		
6-3-5-8		水叩工			1-88		
第6節 護床工	6-3-6-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	1-13	
	6-3-6-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	1-14	
	6-3-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	1-14	
	6-3-6-7		かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	1-16
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	1-16		
第7節 水路工	6-3-7-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	1-17	
	6-3-7-4		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	1-18	
	6-3-7-5		暗渠工		3-2-3-29暗渠工	1-17	
	6-3-7-6		樋門接続暗渠工		3-2-3-28プレキャストカルパート工	1-16	
第8節 付属物設置工	6-3-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	1-8	
	6-3-8-7		階段工		3-2-3-22階段工	1-14	
第4章 水門							
第3節 工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	1-70	

i-10



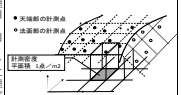
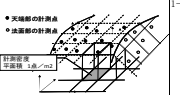
現行（平成29年3月）

改訂案

現行（平成29年3月）										改訂案										改定理由			
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位：mm	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	単位：mm	
1	2	3	3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法で測定。 ただし、「TS」を用いた出来形管理要領（土工編）または「RTK-GNSS」を用いた出来形管理要領（土工編）の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は各法で測定。		1-2-3-3	1	共通編	2	3	3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法で測定。 ただし、「TS等光波方式」を用いた出来形管理要領（土工編）（※）または「RTK-GNSS」を用いた出来形管理要領（土工編）（※）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は各法で測定。		1-2-3-3	推奨する要領の制定等に対応
							法長θ												θ<5m -100 θ≧5m 法長-2%				
					2	盛土工（面管理の場合）	平均値 個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TS」を用いた出来形管理要領（土工編）」、「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK-GNSS」を用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/a2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-3	2	盛土工（面管理の場合）	平均値 個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（※）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（※）」、「TS」を用いた出来形管理要領（土工編）（※）」、「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（土工編）（※）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（※）」または「RTK-GNSS」を用いた出来形管理要領（土工編）（※）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/a2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、水平方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-3	推奨する要領の制定等に対応						
1	2	3	4	盛土工補強工	基準高▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		1-2-3-4	1	共通編	2	3	3	4	盛土工補強工	基準高▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		1-2-3-4		
						厚さ t												-50					厚さ t
					探え長さ	設計値以上										探え長さ	設計値以上						
1	2	3	5	法面整形工（盛土部）	厚さ t	※-30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中点で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-3-5	1	共通編	2	3	3	5	法面整形工（盛土部）	厚さ t	※-30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中点で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-3-5		
1	2	3	6	堤防天端工	厚さ t	t<15cm -25 t≧15cm -50	幅は、施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。		1-2-3-6	1	共通編	2	3	3	6	堤防天端工	厚さ t	t<15cm -25 t≧15cm -50	幅は、施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。		1-2-3-6		
						幅 w												-100					幅 w

現行 (平成29年3月)

改訂案

編		章		節		条		枝番		工 種		測定項目		規格値		測定基準		測定箇所		単位: mm		概要		単位: mm		改定理由							
1	共通編	2	土工	4	道路土工	2	1	1	1	掘削工	掘削工	基準高▽	±50	掘削延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			1-2-4-2	1	共通編	2	土工	4	道路土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	掘削延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			1-2-4-2	推定する要領の制定等に対応
													法長φ	φ<5m -200	φ≧5m 法長-4%													φ<5m -200	φ≧5m 法長-4%	φ<5m -200			
												平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理に於いて「地上型」レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)、「空中写真測量(無人航空機)」を用いた出来形管理要領(土工編)、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(土工編)または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。			1-2-4-2	2	掘削工(面管理の場合)	掘削工(面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理に於いて「地上型」レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)、「空中写真測量(無人航空機)」を用いた出来形管理要領(土工編)、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(土工編)または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。			1-2-4-2	推定する要領の制定等に対応						
平場	標高較差	±50	±150	±70	±160	±50	±150	±70	±160	±50	±150	±70	±160	±50	±150								±70	±160				2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。	3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。		4. 法厚、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。		5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。

現行 (平成29年3月)										改訂案										改定理由		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位: mm	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	単位: mm
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「TS」を用いた出来形管理要領(土工編)または「RTK-GNSS」を用いた出来形管理要領(土工編)の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4	1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「TS等光波方式」を用いた出来形管理要領(土工編)(案)または「RTK-GNSS」を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4	準拠する要領の 制定等に対応
						法長 θ	$\theta < 5m$ -100 $\theta \geq 5m$ 法長-2%															
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	5	1	路面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中で測定。 ※土引打ちのある場合に適用。		1-2-4-5	1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	5	1	路面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中で測定。 ※土引打ちのある場合に適用。		1-2-4-5	準拠する要領の 制定等に対応
						天端	標高較差	±50	±150	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法面、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。								1-2-4-3 1-2-4-4	準拠する要領の 制定等に対応			
	法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法面、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同時に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-3 1-2-4-4	準拠する要領の 制定等に対応														

実行（平成29年3月）

改訂案

実行（平成29年3月）														改訂案																				
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	概要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	概要	改訂理由						
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)												個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)											
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下										
							*面管理の場合は測定値の平均		*面管理の場合は測定値の平均												*面管理の場合は測定値の平均		*面管理の場合は測定値の平均											
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を揃り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものを用い、 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7	3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を揃り起こして測定。ただし、幅は下記の測点より、延長80m以下の区間で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものを用い、 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7	連携する要領の制定等に対応
						幅	-50	-50	-	-																								
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合は適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-2-6-7	3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「地上移動型載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合は適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-2-6-7	連携する要領の制定等に対応		

現行 (平成29年3月)														改訂案														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	概要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	概要	改訂理由
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7	3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の数値よりずば延長80m以下の間隔で測定することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7	準拠する要領の制定等に対応		
					幅	-50	-50	—	—																			
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーシステムを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合は適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-2-6-7	3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーシステムを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「地上移動体位置センサーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「地上移動体位置センサーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合は適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3-2-6-7	準拠する要領の制定等に対応		

現行 (平成29年3月)											改訂案																	
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	概要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	概要	改訂理由
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7	3	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計区画の割合によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-7	準拠する要領の制定等に対応
					幅	-25	-25	—	—																			
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7	3	2	6	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体用地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」または「T S (ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-7	準拠する要領の制定等に対応

現行 (平成29年3月)														改訂案														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要	改訂理由
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースカンナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を揃えた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9	3	2	6	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースカンナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を揃えた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9	準拠する要領の制定等に対応
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1000㎡に1個の割合でコアを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を揃えた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9	3	2	6	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1000㎡に1個の割合でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を揃えた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9	準拠する要領の制定等に対応
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースカンナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を揃えた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9	3	2	6	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースカンナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を揃えた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9	準拠する要領の制定等に対応
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を揃えた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9	3	2	6	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を揃えた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9	準拠する要領の制定等に対応

現行 (平成29年3月)														改訂案																												
編	章	節	条	番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	改訂理由														
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)																			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下																		
							#面管理の場合は測定値の平均														#面管理の場合は測定値の平均																					
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を揃えた上での管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9	3	2	6	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体用型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を揃えた上での管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9	3	2	6	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体用型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を揃えた上での管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9	準拠する要領の制定等に対応
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を揃えた上での管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9	3	2	6	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅方向の測定による±5mmの誤差を下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を揃えた上での管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9	3	2	6	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅方向の測定による±5mmの誤差を下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を揃えた上での管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9	準拠する要領の制定等に対応
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を揃えた上での管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9	3	2	6	9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体用型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を揃えた上での管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9	3	2	6	9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体用型レーザースカナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を揃えた上での管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9	準拠する要領の制定等に対応

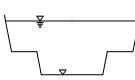
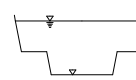
現行 (平成29年3月)														改訂案																
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	単位: mm	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	単位: mm	摘要	改定理由				
							個々の測定値 (X)	測定値の平均												個々の測定値 (X)	測定値の平均									
																											中規模以上	小規模以下	中規模以上	中規模以上
																											中規模以上	小規模以下	中規模以上	中規模以上
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 ※歩道舗装に適用する。	3-2-6-10	3	2	6	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の高点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	3-2-6-10	3-2-6-10	準拠する要領の制定等に対応							
					幅	-25	—	小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を及ぼす恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。																						
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	3-2-6-10	3	2	6	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」、「地上移動体測定の型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T S (ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	3-2-4-10	3-2-4-10	準拠する要領の制定等に対応							

現行 (平成29年3月)														改訂案																		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	単位: mm	備 考	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	単位: mm	備 考	改定理由		
							個々の測定値 (X)															個々の測定値 (X)										
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下												中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下							
3	土木	2	一般	6	一般	11	1	グーアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割と し、厚さは、1000mmに1個の割でコ アアを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000t以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項 目を省略することが出来る。	3-2-6-11	3	土	2	一般	6	11	1	グーアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割と し、厚さは、1000mmに1個の割でコ アアを採取して測定。ただし、幅は 設計図書の特記によらず延長80m以 下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000t以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11	3-2-6-11	準拠する要領の 制定等に対応
									幅	-50	-50	-	-		幅									-50	-50	-	-					
3	土木	2	一般	6	一般	11	1	グーアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理 において「地上型レーザーシステム を用いた出来形管理要領(舗装 工事編)」に基づき出来形管理を実 施する場合、その他本基準に規定す る計測精度・計測密度を満たす計測 方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測 精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計員の内側全面と し、全ての点で標高値を算出する。 計測密度は1点/㎡(平面投影面積 当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該 層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する 場合は、直下層の目標高さ+直下層 の標高較差平均値+設計厚さから求 まる高さとの差とする。	3-2-6-11	3	土	2	一般	6	11	2	グーアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理 において「地上型レーザーシステム を用いた出来形管理要領(舗装 工事編)」、「地上移動体形 態型レーザーシステムを用いた出 来形管理要領(舗装工事編)」、 または「T.S.(ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領(舗装工事 編)」、「(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準 に規定する計測精度・計測密度を 満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測 精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計員の内側全面と し、全ての点で標高値を算出する。 計測密度は1点/㎡(平面投影面積 当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該 層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する 場合は、直下層の目標高さ+直下 層の標高較差平均値+設計厚さか ら求まる高さとの差とする。	3-2-6-11	3-2-6-11	準拠する要領の 制定等に対応
									厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7		厚さあるいは標高較差									-36	-45	-5	-7					
3	土木	2	一般	6	一般	11	2	グーアスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割と し、厚さは、1000mmに1個の割でコ アアを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000t以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項 目を省略することが出来る。	3-2-6-11	3	土	2	一般	6	11	3	グーアスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割と し、厚さは、1000mmに1個の割でコ アアを採取して測定。ただし、幅は 設計図書の特記によらず延長80m以 下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000t以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11	3-2-6-11	準拠する要領の 制定等に対応
									幅	-25	-25	-	-		幅									-25	-25	-	-					

現行 (平成29年3月)														改訂案																												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	改訂理由														
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀)																			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下																		
3	2	6	11	2	グーラスアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を揃えた上での管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11	3	2	6	11	4	グーラスアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を揃えた上での管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11	3	2	6	11	4	グーラスアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を揃えた上での管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11	準拠する要領の制定等に対応
3	2	6	11	3	グーラスアスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長50m毎に1ヶ所の測とし、厚さは、1000毎に1個の測でコアを採取して測定。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11	3	2	6	11	5	グーラスアスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長50m毎に1ヶ所の測とし、厚さは、1000毎に1個の測でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図面の測点により平延長50m以下の間隔で測定することができ。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11	3	2	6	11	5	グーラスアスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長50m毎に1ヶ所の測とし、厚さは、1000毎に1個の測でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図面の測点により平延長50m以下の間隔で測定することができ。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11	準拠する要領の制定等に対応			
3	2	6	11	3	グーラスアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を揃えた上での管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11	3	2	6	11	6	グーラスアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を揃えた上での管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11	3	2	6	11	6	グーラスアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を揃えた上での管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11	準拠する要領の制定等に対応

現行（平成29年3月）																				改訂案																				改定理由
単位：mm												単位：mm																												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	簡 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	簡 要													
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均値 (x)												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均値 (x)																	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下																
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が300t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	工事規模の考え方は中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が300t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が300t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	工事規模の考え方は中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が300t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)									
						厚 さ	-45	-15											厚 さ	-45	-15																			
						幅	-50	-											幅	-50	-																			
												3-2-6-12	3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナー」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）1、「地上移動体搭載型レーザースキャナー」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）2または「TSS（ノンリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）3に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	工事規模の考え方は中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が300t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)								
																			厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15																	
2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。																				2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。																				提供する要領の制定等に対応
3. 計測は設計員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。																				3. 計測は設計員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。																				
4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。																				4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。																				
5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値-設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。																				5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値-設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。																				

現行 (平成29年3月)																	改訂案																	改定理由
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要							
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均値 (x)												個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均値 (x)											
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下										
											3-2-6-12	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	12	コンクリート舗装工 (軽圧コンクリート 版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは標高較差	±90 ±90 ±90 ±90	+40 +50 -15 -15 +40 +50 -15 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、 「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」 または「TSS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、 その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。 計測密度は1点/㎡2 (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が800t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	準拠する要領の制定等に対応										

現行（平成29年3月）											改訂案											改定理由
単位：mm											単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	16	3	2	渡漕船運転工 (グラフ渡漕船) (バックホウ渡漕船)	基準高 ▽	+200以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法尻とし必要に応じて中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3	3	2	16	3	2	渡漕船運転工 (グラフ渡漕船) (バックホウ渡漕船)	基準高 ▽	+200以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法尻とし必要に応じて中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3	
						幅	-200															
						延長	-200															
3	2	18	2	床版工	床版工	基準高 ▽	±20	基準高は、1 径間当たり 2ヶ所（支点付近）で、1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅は 1 径間当たり 3ヶ所。厚さは型枠設置時におおむね10 ㎡に 1ヶ所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)	3-2-18-2	3	2	18	2	床版工	基準高 ▽	±20	基準高は、1 径間当たり 2ヶ所（支点付近）で、1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅は 1 径間当たり 3ヶ所。厚さは型枠設置時におおむね10 ㎡に 1ヶ所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)	3-2-18-2				
						幅 w	0～+30															
						厚さ t	-10～+20															
						鉄筋のかぶり	設計値以上	1 径間当たり 3 断面（両端及び中央）測定。1 断面の測定箇所は断面変化毎 1ヶ所とする。							鉄筋のかぶり	設計値以上	1 径間当たり 3 断面（両端及び中央）測定。1 断面の測定箇所は断面変化毎 1ヶ所とする。					
						鉄筋の有効高さ	±10								鉄筋の有効高さ	±10						
						鉄筋間隔	±20	1 径間当たり 3ヶ所（両端及び中央）測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に 2 mの範囲を測定。							鉄筋間隔	±20	1 径間当たり 3ヶ所（両端及び中央）測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に 2 mの範囲を測定。					
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10								上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10						
									3-2-16-3	3	2	16	3	3	渡漕船運転工 (グラフ渡漕船) (バックホウ渡漕船) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領（新川渡漕）」（案）」、「施工履歴」を用いた出来形管理要領（河川渡漕）」（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その根本原理に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は 1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。	0以下	+400以下	3-2-16-3	標準する要領の制定等に対応